

生活文化常任委員会資料
2019年(令和元年)12月11日
市民生活局市民協働推進室 コミュニティ・生涯学習課

議案第56号関連資料

明石市立コミュニティ・センター条例の一部改正について

1 改正の目的

旧あかねが丘学園の敷地を売却するに当たり、朝霧コミュニティ・センターを移転して、朝霧北コミュニティ・センターと統合するとともに、コミュニティ・センターの利便性の向上及び施設の有効活用を図るため、施設の使用区分等の変更をしようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 明石市立朝霧コミュニティ・センターを移転し、明石市立朝霧北コミュニティ・センターと統合し、名称を朝霧コミュニティ・センターとする。
- (2) 施設使用料について、現行の午前・午後・夜間の使用区分から、1時間単位の料金区分に変更する。
- (3) 主にスポーツ活動で使用する大型施設について、片面使用を可能とする。

3 改正に至った背景

- (1) 旧あかねが丘学園敷地を売却するに当たり、朝霧コミュニティ・センターと朝霧北コミュニティ・センターを統合するとともに、名称を他の中学校コミュニティ・センターと同様、設置する中学校名と同じ名称にするものです。
- (2) 施設使用料については、一時間の使用であっても使用区分料金を支払う必要があるとともに、使用が終わった部屋については、空いているにも関わらず、使用区分時間内は他の者に貸し出すことができない状況であるため、施設の使用区分を変更し、使用者の利便性の向上及び施設の有効活用を図ろうとするものです。
- (3) 藤江小学校区コミュニティ・センターの体育室及び中学校コミュニティ・センターのスポーツ室については、全面使用されることが少なく、部屋の一部(片面等)の使用が多い中、現行では空いているスペースに使用の要望があっても貸し出すことができない状況であるため、施設の片面使用を可能とし、使用者の利便性の向上及び施設の有効活用を図ろうとするものです。

4 実施時期

令和2年4月1日